

旭川医科大学実験実習機器センター規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学実験実習機器センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学実験実習機器センター規程（令和7年旭医大達第35号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (職員) 第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。 (1) センター長 (2) <u>副センター長（新設）</u> <u>(3) その他必要な職員</u> 2 センター長は、本学の専任の教授のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。 3 センター長の任期は2年とし、<u>再任を</u>妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>4 副センター長は、本学の専任の教授、准教授又は講師のうちからセンター長の推薦に基づき学長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、学長が指名する副センター長がその職務を代行する。（新設）</u> <u>5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。（新設）</u> (略) <u>附 則</u> <u>1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。</u>	(略) (職員) 第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。 (1) センター長 <u>(2) その他必要な職員</u> 2 センター長は、本学の専任の教授のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。 3 センター長の任期は2年とし、<u>再任は</u>妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。 (略)

2 この規程の施行後、最初に指名される副センター長の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

【改正理由】

センター長不在時の対応など、センター管理・運営体制強化として副センター長を設けるため、所要の改正を行うものである。